

現実感なき帰島再定住

——米核実験場とされたマーシャル諸島を訪ねて

竹峰 誠一郎

一 はじめに——グローバルヒバクシャの射程から

「核なき世界」や「脱原発」を叫ぶとき、東電の福島第一原発事故以前にも、核被害を受けた人たちがいて、これからも被曝を背負って生きていく人たちが、地球規模であることを忘れてはならない。

核被害が世界的な広がりをもっていることは、学術研究に先立ち、先駆的なジャーナリストや原水爆禁止運動の場で告発され問題提起されてきた^①。そうした先駆的な取り組みに光をあて、核被害をわかつたつもりにならず、核被害に心を寄せる新たな研究・教育・実践を生み出し磨いていく一つの場を作ろうと、グローバルヒバクシャ研究会を高橋博子・広島平和研究所研究員とともに二〇〇四年創設し、同研究会を母体に、日本平和学会に分科会グローバルヒバクシャを発足させた。

グローバルヒバクシャとは、広島・長崎の原爆被害とともに世

界で核被害を訴える人びとの存在を視野に収め、甚大な環境汚染が地球規模で引き起こされてきた現実をくみ取るべく措定した、新たな概念装置である。

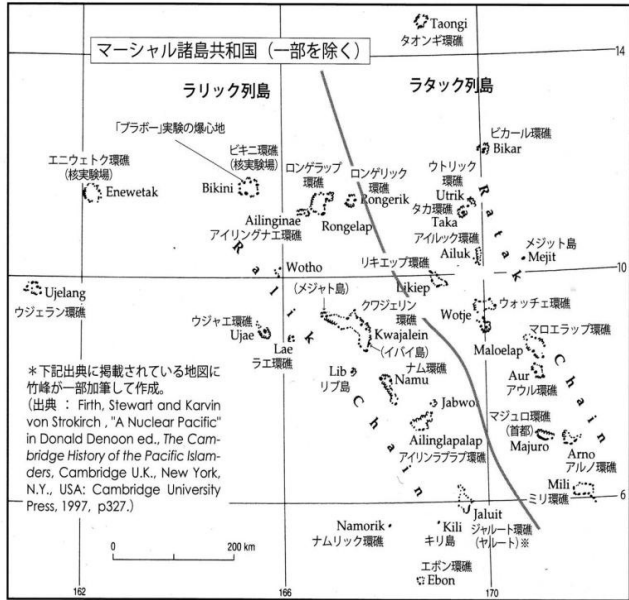
放射線被曝という共通項で、広島・長崎原爆を含め様々な核被害の問題を横断的に捉える^②。核被害を訴える人びととその支援者を世界規模で結び、協力し合うことを、グローバルヒバクシャは志向する。

広島・長崎の原爆被害者の全国組織である原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が一九五六年に誕生した時、初代事務局長に就いた藤居平一が、世界の核被害者を結集し、世界の被団協を創ることを後に提唱し、遺言に残していること^③を想起しておきたい。

グローバルヒバクシャとは、社会学者の石田忠を中心に原爆被害者の生活史調査で確立されてきた「原爆と人間」の視点^④を援用したものであり、原爆被害者の生活史調査^⑤を世界の核被害者に開く扉になる概念でもある。

日本平和学会が「被爆体験に根ざした戦争被害者としての立場からの普遍的な平和研究を制度化しよう」（設立趣意書）と設立され、また「被害者や居住者、生活者に視点を定め」^⑥日本の環境社会学会が設立されたことを踏まえ、グローバルヒバクシャを概念装置に、周縁に置かれてきた核被害を受けた人びとの存在を、議論の中心に本稿は据える。そして広島・長崎原爆や福島第一原発事故、さらに地球規模に広がる核被害を念頭に置き、マーシャル諸島で核被害を背負う人びとに本稿は焦点をあてる。

マーシャル諸島⁽⁷⁾は、南太平洋としばしば紹介されるが、北半球にあり、中部太平洋に位置している。広島原爆の翌一九四六年から五八年にかけて、六七回におよぶ米国の原水爆実験が、マーシャル諸島のビキニとエニウェトク両環礁を実験場にして繰り返された。一九五四年三月一日、第五福竜丸が被曝し、ビキニ水爆被災とも記憶されている水爆実験ブラボーも、マーシャル諸島で



〔開されたヒバクシャ〕(グローバルヒバクシャ研究会=編者、筑風社、2006年) 10頁、所収

実施された核実験である。前田哲男の言葉を借りるなら、マーシャル諸島は、「アメリカの核兵器を生み出す母胎」⁽⁸⁾となった地であり、「ヒロシマ・ナガサキのピカドン」瞬間大量死と異なる、放射線の後遺的影響によってじりじり崩壊していく……緩慢な死の世界が——チェルノブイリよりも三二年もまえに——ここで起こっていた⁽⁹⁾地でもある。

二〇一四年三月には、ビキニ水爆被災から六〇年目の節目を迎える。しかし、マーシャル諸島では、核実験で自分たちの土地が奪われ、自らの土地と切り離れた生活を余儀なくされている人びとが今なおいる。核実験場とされたビキニと、水爆ブラボー実験の爆心地から東に一八〇キロ離れたロンゲラップの人たちである。

「われわれにとつての土地は、米国や西欧の社会、あるいは日本⁽¹⁰⁾のそれとは違う。土地というのは、われわれと共にあり、われわれの身体の一部だ。土地はわれわれの心臓部でもある。土地が奪われ、身体が引きちぎられ、心臓がとられた」⁽¹¹⁾と、ロンゲラップ選出の国会議員であるケネスは説明する。「土地がない、それはすなわち、その人の存在を失うことなのよ」⁽¹²⁾と、マーシャル諸島の人びとにとつての土地の重みを、水爆ブラボー実験のとき、ロンゲラップで被曝したレメヨは説明する。

そうした核実験で自らの土地を失ったかれらに朗報となるのであろうか。ローレンス・リバモア米国国立研究所は、残留放射能調査を基に「ロンゲラップの再居住は可能」との見解を二〇一〇年発表した⁽¹²⁾。二〇一一年に入ると共同通信が六月に、「来年末にも希望者帰島 水爆実験で死の灰降った環礁」と題した記事を配

信した⁽¹³⁾。さらに同年九月には、読売新聞が一面トップで「核実験の地 除染進む」との見出しを掲げ、「ロンゲラップ環礁の本島では、来年（二〇二二年）、元住民の帰島が実現する見込み」と報じた⁽¹⁴⁾。マスコミ関係者からは、福島と重ねながら、ロンゲラップの「帰島はいつ頃になるのか」、「帰島までを追いたい」などの問い合わせが筆者に相次いで寄せられた。

実情はどうなっているのだろうか。二〇二二年四月下旬、筆者は六年ぶりにマーシャル諸島を訪れた。首都マジュロでロンゲラップの関係者に話を伺い、関連文書を収集した。二〇一三年八月にも再訪し、継続調査を実施するとともに、ピキニの関係者にも話を伺った。

同現地調査に先立ち、二〇〇一年から二〇〇六年にかけて、六度にわたり、約八カ月間マーシャル諸島に滞在し、住民の聞き書きと参与観察を積み重ねてきた。あわせて、米政府の公式文書の収集を進めてきた。これらの資料を基に、被曝地の未来を見据え、再居住をとりまくマーシャル諸島の経過と現状を浮き彫りにしていくことが、本稿の目的である。

ロンゲラップの再居住の現状は、人類学者の中原聖乃が、ロンゲラップの人びとの移住先のメジャットで参与観察し、ロンゲラップへの帰島希望者が以前と比べ少なくなり、一斉帰島への疑問が人びとの間で高まっていることを伝えている⁽¹⁵⁾。そして、ロンゲラップの人びとは、故郷に定住はしなくても、故郷へのアクセス権を取り戻しながら、故郷を中心にまとまることで、放射能という危機を生き抜こうとしていることを、中原は伝えている⁽¹⁶⁾。

中原の先行研究を踏まえながら、本稿は、ロンゲラップ内部の

現状を探求するだけでなく、米政府側の動きを見据えていく。くわえて再居住計画に至る歴史的経過も踏まえ、さらにピキニの状況にも目を向けていく。マーシャル諸島の米核実験に伴う再居住問題を、本稿はより包括的に考察するものである。

二 ロンゲラップ再居住計画までの道のり

「プロジェクト四・一」

一九五四年三月一日、水爆実験ブラボーが炸裂したとき、ロンゲラップの人びとはいつもと変わらない朝を迎えていた。住民代表のジョンは、コーヒーを入れようとしていた、まさにその時だった。「北西の方向から光が見えて、どんどん大きく、巨大になっていきました。黄色にも、青色にも見えませんでした。太陽がもう一つ昇ってきたかのようにでした。そして音です。今まで聞いたことのないような、それは、それは大きな音でした。爆発音は三回聞きました。強風が吹きあれ、窓が落ちたり、机が倒れたり、ココヤシヤタコノキが揺れました。『戦争がはじまった』と、藪の中に逃げ込む人もいました」⁽¹⁷⁾。

水爆ブラボーの炸裂からおおよそ三時間後のことである。島は濃い霧に包まれ暗くなり、ジョンの頭上に白いものがばらばらと降り始めた。「白い粉」とは、サンゴ礁の微粒子に放射性物質が付着して生成されたもので、水爆ブラボー実験の爆発で粉々になり、上空に巻き上げられ、風に運ばれて、一八〇キロ離れたロンゲラップに降下したものである。放射性降下物と言われるいわゆる「死の灰」であるが、そのような認識は当時住民にはなく、白

い粉で遊んだ子さえいた。「夕飯を食べたらすべて苦い味がした。午後一〇時頃、体が痒くなり始めた。頭痛がして熱も出始めた。下痢もした。眠れなかった」⁽¹⁸⁾と、ジョンは証言する。

住民が被曝した事実、ブラボー実験を実施した米第七合同任務部隊も当然ながら把握し、ロンゲラップの人びとは、ガンマ線の全身照射を毎時一七五ラド（一七五〇ミリシーベルト）受けたと推定された⁽¹⁹⁾。さらに、より深刻な被曝を受けていたことが、一九八〇年の米ブルックヘブン国立研究所発行の報告書⁽²⁰⁾に記されている。ロンゲラップの成人は、毎時一九〇ラド（一九〇〇ミリシーベルト）に相当する外部被曝に加え、男性は二〇〇〇ラド（二万ミリシーベルト）、女性は一一〇〇ラド（一万一〇〇〇ミリシーベルト）に相当する内部被曝を甲状態に受けたと推定されたのである。さらに、九歳では二倍の二〇〇〇ラド（二万ミリシーベルト）、一歳では五倍の五〇〇〇ラド（五万ミリシーベルト）の内部被曝を甲状態に受けたとも記されている。

水爆ブラボー実験から二日経た、三月三日朝七時半、米駆逐艦がロンゲラップに到着した。その少し前には、水上航空機がロンゲラップに到着していた。そして、米軍基地があるクワジェリン環礁にロンゲラップの住民は搬送された。

クワジェリンの米軍基地に搬送されたロンゲラップの人びとは、ウトリックの人びとも「プロジェクト四・一」と名付けられた「偶発的に放射性降下物に著しく被曝した人間の作用にかかわる研究」に組み込まれ、データ収集の対象にされた⁽²¹⁾。

プロジェクト四・一では、血液検査をし、白血球の一種で殺菌機能を持つ好中球数を調べる調査も実施された。同調査は、核兵

器使用を想定し、人間が死に至る放射線の量を示す「最小致死吸収線量」を導く狙いがあった——と、米医師のユージン・クロンカイトは、『朝日新聞』の取材で明かしている⁽²²⁾。

一九五四年七月、マーシャル諸島の今後の調査に向けた会合が原子力委員会（AEC）の生物医学部門で開かれ、注目すべき次の指摘がなされた。「この状況は過去に照らして他に類を見ない。核分裂生成物による、ガンマ線の全身照射と広範な皮膚汚染が数多く観察された。……その報告は、……医療情報の観点から非常に重要になってくるであろうし、また軍事的観点から、放射性降下物の影響を省察するうえでも同報告は抛り所になることは疑いないだろう」⁽²³⁾。

プロジェクト四・一は、一九五四年一〇月に最終報告書が出されたが、ロンゲラップとウトリックの人びとを対象にした追跡調査は引き続き行われることになった。

「住むには安全になった」

米軍基地に収容されていたウトリックの人びとは、故郷の島に戻された。三カ月ぶりの帰郷だった。「住むには安全になった」とされたが、一九五六年一月に開かれた、第五三回原子力委員会・生物医学部諮問委員会の場で、ウトリックの人びとの帰島に関して、次のような議論が交わされていた。

「三月一日の実験場からはるかに離れたウトリック環礁の住民は、一五レントゲン（約一五〇ミリシーベルト）の放射線を浴びて回避し、その後帰還した。かれらが住んでいる島は、住むには安全だが、世界で群を抜いて最も汚染された場所である。帰島して、

環境上の良質のデータが得られることは、大変興味深い。……これらは確かに西洋人のような生活はしておらず、文明人でないことは事実である。しかし、ネズミよりは、われわれに近いこともまた事実である」⁽²⁴⁾

「原住民」が戻り暮らすことで、かれらは文明人ではないが、放射能に汚染された環境下で人間が暮らすとどうなるのか、それを推し量る、貴重なデータが得られるとの思惑が、米原子力委員会には働いていたのである。

ウトリックに続いて、ロンゲラップの人びとが、戻されたのは三年以上経た、一九五七年六月のことだった。ロンゲラップ住民の帰島に際しても、追跡調査をにらんだ思惑が米原子力委員会には働いていた。一九五六年五月に開かれた第五六回原子力委員会は生物医学部の諮問委員会、生物学者のH・ペントレー・グラスは、「(住民の帰島は) 遺伝調査を行ううえで理想的な状況を作り出す。それは、これまで広島・長崎で得てきた知見にも勝る重要なものになる」⁽²⁵⁾と発言している。

帰島から一年半余り経った一九五八年末、ジョンは後にマール諸島共和国の初代大統領に就くアマタ・カプアに、「ロンゲラップ環礁の人びとは、多くの問題を抱え、良くない状況にある」と、次のような手紙を送っている。

「あの爆弾が悪影響をもたらしていると考えています。ロンゲラップの……すべてのココヤシが変な形をしているように見えるのです。大半のココヤシは枯れかけており、幹はよじれ、まるで雷が木々に直撃したようです。わたしたちは驚きました。二つに枝分かれしているココヤシを見たのです」、「専門家たちが魚を調

査した結果、……サンゴ礁の魚が良くないことがはつきりしました、……ロンゲラップの魚を食べることはすべて良くないと、われわれは実感しています。……魚を食べると動きたくなくなるのです。ロンゲラップのものを食べると、気だるくなると、わたしたちは今感じています」⁽²⁶⁾

「動きたくなくなる」「気だるい」とのジョンの訴えは、広島・長崎の被爆者が直面した「原爆ぶらぶら病」を連想させる。帰島から一年経つと、「一九五八年か五九年頃から、出産障害が見られるようになった。しかし、原子力委員会は影響を否定し、安全だと言った」⁽²⁷⁾とも、ジョンは回想する。

「最も価値あるデータを提供する」

米国は、プロジェクト四・一の後も被曝した住民の追跡調査を続けた。同追跡調査の責任者であったロバート・コナードらが執筆した、一九五七年の医学調査報告書(コナード報告)には、ロンゲラップの人びとを追跡続ける意義が次のように説かれている。

「放射性物質の利用が研究や産業の分野でますます普及し、各種の電離放射線が人間が被曝する可能性が増している。したがって、人間への影響に関する更なる知見が大いに必要とされるわけである」、「被曝したマールシャルの集団は、放射線の照射、ベータ線熱傷、放射性物質の体内吸収という予測し得るすべての被曝を受けて負傷しており、最も価値あるデータを提供する」⁽²⁸⁾

ロンゲラップの人びとには、「最も価値あるデータを提供する」集団とまるで実験材料のように見なしていたことは伏せられ、「われわれが提供している検査は、すべてあなた方の利益のためだ」

などと、コナードは住民を前に発言した⁽²⁹⁾。また「戻ってから、前と変わったことを感じている。ここの食べ物や魚を食べると病気になる」とジョンが尋ねると、「そのような医学的知見はない」ともコナードは答えていた⁽³⁰⁾。

被曝の後、「医学調査」の名で、治療とは無縁のデータ収集が行われていた事例は、アイリーン・ウエルサム『ブルトニウムファイル』⁽³¹⁾をはじめ、すでにいくつかの文献で明らかになっている。マーシャル諸島に限っても、ロンゲラップの一部の人びとに、一九五七年破傷風毒性化学物質の注射が打たれ⁽³²⁾、また一九六〇年から六三年にかけては放射性クロムの注射が打たれた⁽³³⁾。いずれも医学調査の中で、本人の同意なしに実施されていた。

「安全」を自ら求めて

「マーシャル諸島の人びとは今も病気に苦しんでいる。十分な治療を受けられないばかりか、年一回やってくる原子力委員会派遣の医師たちによって恰好の研究対象になっている」⁽³⁴⁾。

一九七一年八月、ミクロネシア議会でマーシャル諸島選出の下院議員を当時務めていたアタジ・バロスは、原水爆禁止国民会議（原水禁）が主催した原水爆禁止世界大会に参加し、右記のように訴えた。同時に、日本人医師を現地に派遣し、被曝住民の調査を行うよう要請した。

原水禁は迅速に対応し、一九七一年一月、マーシャル諸島に現地調査団を派遣した⁽³⁵⁾。一行は、羽田空港を発ち、グアムを経由し、現在の首都マジュロに予定どおり到着した。調査団は住民に歓迎された。しかし、原水禁が被曝地ロンゲラップに入島する

ことを、信託統治領政府は固く阻んだ。同行取材をした朝日新聞社の岩垂弘は、「おそろくCIA（米中央情報局）と思うんですが、グアムからずつと尾行して、調査団を監視していた。非常に不気味でした」⁽³⁶⁾と、緊迫した当時の様子を語る。

一九七一年二月、原水禁が計画した現地調査が米国に拒まれたことに、マーシャル諸島の現地住民から強い不満が噴出し、さらに批判は在住米国人にも広がった⁽³⁷⁾。原水禁の調査団はロンゲラップに行けなかったが、マーシャル諸島のロンゲラップと日本の原水爆禁止運動を結ぶ絆は、より確かなものになっていった。

一九七四年には、当時のロンゲラップ住民代表のネルソンが、ヨットの「フリー号」に乗って日本を訪れ、ピキニデー集会に参加した。ネルソンは、「いま私ははじめて目が見えるようになりました。耳も聞こえるようになりました。そして口も。これから私は一生懸命やります」⁽³⁸⁾と、来日した感想を当時語っている。その言葉どおり、ネルソンは、非核太平洋会議にも立ち寄り、帰路に経由したハワイで、次のような手紙をコナードに宛てて書いた。

「…米政府の戦争指導者の情報集めにされるのではなく、気遣ってくれる医師にわたしたちは診てもらいたいです。常に生活を共にしてくれる医師を求めています。…助けてくれる人が世界にいることを、わたしたちは今知っています。もはやあなたにはロンゲラップには来てもらいたくありません」⁽³⁹⁾。

住民側の反発が強まるなか、ミクロネシア議会の場でも、ロンゲラップとウトリックの人びとの被曝実態に目が向けられるようになった。米国による医学調査が問題に浮上し、ロンゲラップと

ウトリック両環礁に関する特別委員会が、一九七二年設立された。⁽⁴⁴⁾ ミクロナシア議会の場でも問題に浮上した米国の医学調査は、住民の反発が強まるなか、一九七〇年代の半ば以降、変化の兆しは多少は出てきた。⁽⁴¹⁾ 医学調査に先立つて住民説明会が行われ、調査結果がマーシャル語で語られ、住民と質疑応答する時間が設けられるようになった。また、調査結果を記したマーシャル語の小冊子が発行され、医師の常駐も始まった。さらに治療の要素が盛り込まれるようになったのである。

さらに、医学調査の部分的改善だけでなく、健康管理制度が新たに構想された。「ご存知のように、ウトリックとロンゲラップの人びとの間で健康管理の不満の声が明確な形で上がってきている。その二つの環礁の人びとに対する健康管理の拡充措置に関し、貴兄の助言を求めるためこの手紙を書いています」との書き出しで始まる書簡が、原子力委員会の後継機関である、エネルギー研究開発局（ERADA）のジェームス・L・レバーマンから高等弁務官代理宛てに、一九七六年一〇月一八日送付された。⁽⁴²⁾ 住民の不満を受けて検討された健康管理制度は、議論の末、医学調査とは別建てとなり、内務省が主導して新たな制度が設けられることになった。⁽⁴³⁾ 関連法案（公法九六・二〇五号）は、一九八〇年三月に米議会で可決され、その後実施に移された。

ついにようやく、追跡調査ではなく、健康管理制度が設けられたのである。しかし、他方では、医学調査そのものは部分的改善が図られながらも継続され、住民が抱いていた米医師に対する不信や不安は、容易に払拭されるものではなかった。

そうしたなか、米政府が一九七八年にマーシャル諸島北部一帯

で実施した残留放射能調査の結果が小冊子⁽⁴⁴⁾にまとめられ、マーシャル語に翻訳され、一九八二年にロンゲラップの人びとの手に渡された。

同冊子には、ロンゲラップの残留放射能がピキニと一部同レベルにあることが、地図上で示されていた。⁽⁴⁵⁾ 後述するが、ピキニは、人の居住に適さないとされていた。そのような状況下にあるピキニとロンゲラップの残留放射能が、似た水準にあることが示されており、ロンゲラップの人びとが日頃感じていた不安が裏付けられた形になった。⁽⁴⁶⁾

ロンゲラップ自治体は、同報告書を機に集団移住に舵を切った。一九八四年二月、ロンゲラップ自治体は、自らの土地であるロンゲラップ環礁から全員を退去させる重大な決断を下した。「ロンゲラップを離れ、他のところに行く」とチェトンが言った。移住はしたくはなかった。しかし、次世代のために移住した」と、カトリーネが語るように、当時ロンゲラップ選出の国会議員チェトン・アンジャインが集団移住を主導した。

チェトンは米議会に働き掛け、移住に伴う資金を得ようとしたが、困難を極めた。⁽⁴⁷⁾ エネルギー省のロジャー・レイは「ロンゲラップの人びとの不安は被曝で金を得ようとする弁護士の作り話である」と発言し、ある内務省高官からは「ロンゲラップの放射線は、ワシントンDCと比べて多量とは言えない水準である」との発言まで飛び出した。⁽⁴⁸⁾

米国からの支援見通しが立たないなか、集団移住に協力したのは、太平洋の非核独立運動のネットワークを通じて、出合っていた環境NGOのグリーンピースであった。一九八四年五月、グ

リンピースの船に乗り、住民は、移住先のクワジエリン環礁メジャット島に移住した。

ロンゲラップを離れた後も、残留放射能を除去し、ロンゲラップで再び生活ができるよう、チェトンは米政府に求め続けた。そしてついに一九九一年、エネルギー省とは異なる第三者機関がロンゲラップを再調査する必要性を、米政府に認めさせた。

同年、ロンゲラップの人びととチェトンに対し、もう一つのノーベル賞と呼ばれる「ライト・ライブリフツド賞」が贈られた⁽⁴⁹⁾。「汚染されていないロンゲラップに暮らす権利を掲げ、米国の核政策に断固たたかいを挑んでいる」ことが評価された。

三 ロンゲラップ再居住計画の実際

希望なき再居住計画

一九九六年九月、米内務省はロンゲラップ自治体に四五〇〇万ドルを支払うことで、再居住計画はついに合意に達し、米内務省とロンゲラップ自治体の間で協定が締結された⁽⁵⁰⁾。そして一九九八年、除染を含めた工事がロンゲラップの本島で始まった。

一九八六年マーシャル諸島共和国が独立するとき、米政府は、核実験補償責任を認めた自由連合協定第一七七条⁽⁵¹⁾に基づき、一億五〇〇〇万ドルを支払ったが、同時に「過去、現在、未来に渡るすべての賠償請求に対し完全決着という法的な形式を、同協定は与えるものである」(自由連合協定第一七七条項実施協定、第一〇条第一項)とされた⁽⁵²⁾。

そうしたなかロンゲラップの再居住計画は、この「完全決着」

の壁を破り実施されたものである。まさに生活拠点であった自分たちの土地を取り戻そうとする住民の熱意と行動が、ロンゲラップに被曝問題があることを米政府に認めさせ、再居住計画を米政府に着手させたのである。

しかし、再居住計画から帰島への道のりは単純ではなかった。再居住計画が着手して一五年余りの月日が流れたが、ロンゲラップの人びとは今なお帰島していない。

現在、ロンゲラップ自治体の代表を務めるジェームス・マタヨシは、二〇一二年五月筆者のインタビューに答え、「港、空港、道路が建設され、五〇戸の家屋の建設が概ね終了した。発電や水道施設も整っている」と胸を張った。観光客用のリゾート宿泊施設も完備され、養豚や黒真珠の養殖が始まっており、帰島後の働く場も創出していると説明する。また、七〇人余りの再居住計画の従事者やその家族が、すでに今ロンゲラップ島に住んでいることを挙げ、「再居住はゆつくりだが進んでいる」とも述べた。

しかし、住民との話し合いを重ねても、帰島に向けた機運が盛り上がり、ロンゲラップの人びとの間で、期待や希望が高まっている様子はいかがえなかった。ブラボー実験の時、ロンゲラップで被曝したレメヨは、二〇〇三年時点では「戻るかどうかは決めていない。もし安全ならば帰る」⁽⁵⁴⁾と語っていたが、二〇一二年には「ロンゲラップに行つて死にたいという人もいる」と前置きをしつつも、「わたしはロンゲラップの帰島に反対し続ける」⁽⁵⁵⁾と、明確に反対の意思を表明した。また、ロンゲラップで被曝したジョニータは、「(米本土の)シアトルにもうしばらくしたら行くことにしたわ。娘がいるから、娘に呼ばれたの」⁽⁵⁶⁾と語り、帰

島は全く視野に入っていないかった。

推進の立場に立つロンゲラップ自治体の執行部であるディーンに聞いても、「ロンゲラップに戻ることを考えている」としつつも、「いつになるかはわからない。小学校と診療所が必要だ」との答えが返ってきた⁽⁵⁷⁾。同じく推進派に数えられるボルカインも「家が建ち、学校と診療所ができ、すべてが終わったら、島に帰るべきだ」としたうえで、「帰島するのはそんなに簡単にはいかない」と付け加えた⁽⁵⁸⁾。

二人が帰島条件に挙げた小学校と診療所の建設は、二〇一二年五月の時点ではまったく目途すら立っていないかった。再居住計画を推進する自治体長のマタヨシも、「再居住を祝う式典を開く計画はない」と語る⁽⁵⁹⁾。

文化・歴史・心への想像力

ローレンス・リバモア米国立研究所は、再居住に向け、ロンゲラップ本島の住宅地周辺の土壌表面を剥ぎ取り、入れ替えるとともに、カリウムを撒き、植物へのセシウム一三七の吸収を抑える措置を取り、さらにホールボディカウンターも設置し、放射線防護基準が守られるようにするとの見解を示している⁽⁶⁰⁾。

しかし、そこには例え低線量でも継続する内部被曝の問題とともに、帰島した後、住民がその地でどのように暮らしを立てていくのか、生活への想像力が決定的に欠如している。ロンゲラップ環礁は、一つの島ではなく、六〇余の島々が円を描くように連なり、その内側には、穏やかな礁湖（ラグーン）が広がっている。住民は本島に家を構えつつも、本島以外の無人の島々や礁湖をは

じめ環礁全域を使って生活を成り立たせてきた。しかし、除染は、ロンゲラップ本島のしかも住宅地周辺に限られている。生活域全体に除染が行われたものではないのである。

「わたしたちはロンゲラップでどうやって暮らしていくの？建物ではできたけれども、食べ物は何？ ローカルフードも食べるだろう。いくら北部のほうはダメだと言われても、生きるためにはローカルフードを獲りに行くであろう。年寄りはいいが、子どもや孫たちへの影響は？」⁽⁶¹⁾と、レメヨは問いかける。

加えて、「ロンゲラップの人が、アメリカのことを信じるのは難しい。多くの疑問があるが、誰も答えていない」⁽⁶²⁾と、地元紙の『マーシャル・アイランド・ジャーナル』の編集長を務めるギフ・ジョンソンは指摘する。ブラボー実験の時、ロンゲラップで被曝したチマコは、「戻りたい。怖いけど。ロンゲラップはもう安全だとアメリカの人は言ったけど、信じられない。まだ安全ではないわ」⁽⁶³⁾と、複雑な胸の内を生前語っていた。

先述したように水爆ブラボー実験の被曝から三年後の帰島措置、さらにはコナードらの医学調査を経て、今再び米国の安全宣言が語られる。また後述するように、米大統領の安全宣言が取り消されたビキニの先例もある。過去の謝罪が省かれ語られる「安全」の言説は、いくら数値やリスク評価を持ち出しても、住民の多くに説得力を与えるものではない。

「コナードの一人は、見た目は良さそうな人で、礼儀正しかった。全員いい人で、親切だった。ストウ博士もそうね。話すのがうまいし、船を配ったりして、人を集めるのがうまかった。しかしその裏で、治療ではなく、調査をしていたのよね」⁽⁶⁴⁾と、ピリ

アムは語る。

「安全」や「大丈夫」との言説が安易に語られ、住民の訴えに真正面から向き合わなかった歴史的なつけが今、帰島をめぐる問題をさらに複雑化させ、困難にしているのである。

帰島を求める米国からの圧力

住民が背負う文化や歴史が抜き取られ、住民の気持ち都十分追いつかないまま、ロンゲラップ自治体は帰島を推進する。ロンゲラップの土地の伝統的権力者であるイロジとアラブ、さらにはマールシャル諸島政府も、大方帰島定住に慎重な立場を採る。それにもかかわらず、ロンゲラップ自治体はなぜ、帰島を推進するのであろうか。そこには、米政府機関からの圧力があつた。

二〇一〇年三月二十九日、米内務省のニコラオ・I・プーラJr. 島嶼局長は、ロンゲラップ自治体長のマタヨシに宛て次のような手紙を送っている。

「内務省は、ロンゲラップ自治体が再居住費用をロンゲラップ島の活動にのみ使用することを認めている。……ロンゲラップ自治体は、マジュロ環礁やクワジェリン環礁イバイ島やメジャット島の移住先に再居住基金を用いることを漸次取り止めること」、「繰り返し返すが、ロンゲラップ島は安全に居住できることは証明されている。ロンゲラップ自治体は、ただちに移住する選択をし、再居住しないと自ら選択した者は、もはや移住者とみなしてはならない」⁽⁶⁵⁾。

実際、マジュロイバイ、メジャットでもロンゲラップの人手とが家を建てるのに、再居住基金が使われていたが、「今はでき

ない」と、ロンゲラップ自治体議員のジャキーンは指摘する⁽⁶⁶⁾。

米内務省はロンゲラップ自治体に、ロンゲラップ島への帰島を迫り、資金を移住生活を支えるために振り向けることを停止するように迫つたのである。さらに期限をきつて、二〇一一年一月一日までに帰島するように、ロンゲラップ自治体は迫られた。

帰島の期限が迫つた二〇一一年五月六日、米内務省次官補のアソニー・M・パボータは、ロンゲラップ自治体長のマタヨシに宛て、「あなたとロンゲラップの議員が確約した、ロンゲラップの人びとがメジャット島からロンゲラップの本島に戻る期日が二〇一一年一月一日であることを、あなたは覚えておくことですよ」⁽⁶⁷⁾と、帰島の期限を急押しする書簡が届けられた。

ロンゲラップ選出の国会議員ケネス・ケデイは、「米国は帰島を強制しようとしている。自由に選ばばいいというが、頭に銃を突きつけている。自由に選択なんてできるものか」⁽⁶⁸⁾と、批判を強める。さらに「『ロンゲラップに戻りたいか』と聞くのは誤っている。皆帰りたいと思うのは自然なことだ。問うべきは、帰りたいか否かではなく、安全かどうかだ」⁽⁶⁹⁾と続けた。

ロンゲラップで進められている再居住計画と帰島をめぐる動きは、ロンゲラップの住民や自治体の動向を追うだけでなく、米政府の権力の考察なくしては十分読み解けない。「米国としては補償交渉の窓口を閉じたい。ロンゲラップに住民が帰れば問題は終わりにできると考えている」⁽⁷⁰⁾と、地元紙の編集長を務めるギフ・ジョンソンは指摘する。

設定された帰島の期限は過ぎた。しかし、二〇一三年八月現在、労働者やその家族が五〇名程度住んでいることは確かであるが、

ロンゲラップ全体が帰島にむけ動いている様子は全くうかがえない。推進の立場をとるロンゲラップ自治体長のジェームス・マタヨシも、ロンゲラップ市庁舎で執務する機会が減り、二〇一三年八月に再訪したときには、米国や台湾から援助を引き出し、首都マジユロで養殖魚のプロジェクトに精を出す⁽⁷¹⁾など、再居住計画に集中している様子はうかがえなかった。

四 ビキニの再居住計画をめぐる経過と現状

ロンゲラップとともに、自らの土地と切り離された生活を余儀なくされている核実験場であったビキニは、再居住をめくりどのような経過をたどり、現状はどうなっているのだろうか。

米大統領の「安全」宣言

一九五八年を最後に、米国はマーシャル諸島での核実験を停止した。しかし、核実験が終わってもなお、ビキニの人びとは、キリ島などで移住生活が続いた。

ヤシ油の原料となる「コブラを作ったり、漁に出かけたり、コヤシに登って、ヤシガニやヤシの実を取ったりしていたことを覚えていたさ」⁽⁷²⁾と、トシローは子どもの頃のキリ島を思い起す。しかし、「生活自体は、良かったとは言えない」と語る。

「コブラ船は、あまり来ず、半年に一回だったり、時に年に一回だったりしたんだ」⁽⁷³⁾と、当時のキリ島の生活をポーンは振り返る。船が来ないため「砂糖や石鹸を得ることが大変だった。服もほとんどなかった。四、五カ月同じ服を着ていたこともあった

んだ。タコノキの葉で作っていた家は雨漏りもした」とポーンは語る。

米国は一九四六年にビキニに核実験場を建設し、土地の住民を追い出し、その土地を占有したが、住民側とは何らの協定も結んでいなかった。移住から一〇年以上経て、ようやく一九五六年一月、米政府が三二万五〇〇〇ドルをビキニの人びとに支払う使用協定が締結された⁽⁷⁴⁾。「米政府がビキニ環礁を占有し使用する必要がもはやないと判断される時まで、ビキニ環礁の使用権は米政府が所有する」ことが同協定に明記され、その見返りに三二万五〇〇〇ドルが支払われた。

一九六七年、米人類学者のトーピンはキリ島で調査を実施し、「皆ビキニに戻って生活したいとの回答だった」⁽⁷⁵⁾と報告している。小学生同士でも「将来どうなるかはわからないけど、ビキニに戻りたいなどと話していた。『一生懸命勉強して、ビキニのために貢献してくれ』と地区長（アラップ）に言われていた」と、トシローは当時を振り返る。

一九六八年二月、キリ島に駐留していた米平和部隊員から国連信託統治理事会に「なぜビキニに戻れないのか、……信託統治理事会はキリ島の状況をわかっているのか、……問題解決のためビキニの人びとに援助を」と訴える請願書（T.I.P.E.T. 104Q）が提出された。

そうしたなか、一九六八年五月、米原子力委員会が関わり「ビキニ環礁は再び人間が居住するのに安全になった」との調査報告⁽⁷⁶⁾がまとめられた。同報告を基に、一九六八年八月、リンドン・B・ジョンソン米大統領の名で「ビキニは帰島して安全」との宣言が

出された。⁽⁷⁷⁾

大統領の「安全」宣言が出された翌一九六九年、ビキニの再居住計画が始動した⁽⁷⁸⁾。再居住計画は、「ビキニの人びとを故郷の島々に戻す法的な責任は米国にはないが、道義的責任を果たすこと」であり、「国連や信託統治理事会での米国の政治的立場を強化すること」であると、内務省の公文書に説明されている⁽⁷⁹⁾。

再居住に向け、半年かけて除染作業が行われた。作業には一部のビキニの人びとも雇われ参加した。「給料はとて面白いとは言えなかったが、お金を得るために参加したのさ」と語るボーンは、作業の様子を次のように説明する⁽⁸⁰⁾。「作業着が渡されて、帽子をかぶり手袋を着け、眼鏡とマスクをしていた。マーシャル人の労働者は八〇人くらいで、作業責任者のアメリカ人やフィリピン人もいた。時給は一・五ドル。通常六カ月ごとの交代制だったが、おれは続けて一年半やった。放射線に対する心配はなかった。すぐにもビキニに戻りたかった」。

「ビキニのクリンナップ作戦が完了した」との報告が、一九六九年一〇月、原子力委員会に伝えられた⁽⁸¹⁾。一九六九年九月、報道関係者にビキニは公開され、「再び居住できるようになったビキニ」⁽⁸²⁾などと報じられた。しかし、ビキニの人びとの再居住は、単純には進まなかった。

ビキニ再び閉鎖へ

原子力委員会と信託統治領政府は帰島を呼び掛けた。しかしビキニの代表者は、まず島を元通りにして損害を償うことを求めた。「アメリカは三〇億ドルの金を使ってビキニを壊したんだ。とこ

ろが島のクリンナップに使った金は四三万五〇〇〇ドル。こんな馬鹿げた話はない、……あなたたちはビキニを壊すのに三〇億ドルも金を使ったそうじゃないか。それなら、おれたちにもそれだけ請求する権利がある」⁽⁸³⁾と、ビキニの人びとは、帰島を促しに来た原子力委員会の関係者に詰め寄った。一九六九年一二月、ビキニの人びとは、核実験に伴う土地の被害と、移住先での苦難な生活に対する償いを求め、高等弁務官に「億ドルを請求した」⁽⁸⁴⁾。さらにビキニの安全性をめぐる再調査を要求した。

そうしたなか、一九七〇年四月、信託統治領政府高官と原子力委員会の会合がサイパンで行われ、ビキニの状況が米政府関係者の間で検討された⁽⁸⁵⁾。「島は居住できると考えられる」が、ココヤシなどの生育状況に照らし、自立した生活に目途が立たないことから、再居住は一九七三年まで延期する見通しが示された。さらに一部参加者による「扱いに注意を要する」機密会合もたれ、ビキニのプルトニウムの土壌汚染レベルが議論された。

一九七二年一〇月、米国側と断続的に交渉を続けていたビキニ自治体は、現時点でビキニに集団帰島はしないとの決議を採択した⁽⁸⁶⁾。同時に個々人の帰島は妨げないとの方針が示され、まず三大家族が帰島した。残留放射能は目に視えるものではなく、故郷に戻りたい一心であった。

だが、ビキニでは「井戸水は飲まないように」と、原子力委員会が信託統治領政府に強く促す状況にあった⁽⁸⁷⁾。「タコノキやパンノキのような、その土地の食料を相当量摂取した場合、内部被曝の影響は完全には予期できない」⁽⁸⁸⁾とも、原子力委員会安全部門長は一九七四年に手紙の中で述べている。ビキニではヤシガニ

の摂取が制限された⁽⁸⁹⁾。そうした状況にも関わらず「居住は可能」と、帰島が見切り発車されていたのである。

一九七四年五月、ビキニの代表者は、集団での帰島を再び拒否し、十分な補償を要求するとともに、ビキニの建設工事の在り方にも不満を表明した⁽⁹⁰⁾。また、第三者による調査を求め、独自のルートでビキニの土壌は日本の科学者に渡された。「ビキニは居住に適さないという複数の日本人と、ビキニの代表の息子が接触している⁽⁹¹⁾」と、ビキニ側が第三者と接触することを、原子力委員会とのトミー・マックローは警戒していた。原水禁は、「一九七四年初め、偶然の機会に入手したビキニ島の砂を分析したところ、異常に強い放射能を検出した⁽⁹²⁾」と発表した。解析に携わった環境学の市川定夫は、「ビキニ島の土壌から一キログラム当り六六八〇ベクレルものセシウム一三七のほか、コバルト六〇などが検出され：：島民たちが常食しているココヤシの果実からも、一キログラム当り八八八〇ベクレルものセシウム一三七が検出された⁽⁹³⁾」と報告している。そしてビキニの人びとは、全面的な環境調査を要求し、一九七五年一〇月、ハワイの連邦地裁に行政命令を出すよう調停を依頼した⁽⁹⁴⁾。

第三者の目がビキニに入り始めるなか、ビキニの再居住計画は「大変微妙な状況」になっていると、原子力委員会は、国務省に報告していた⁽⁹⁵⁾。原子力委員会安全部門長のマーティン・B・パイルスは、一九七四年一月八日、米内務省のスターンリー・カーペンターに書簡を送り、「ビキニ島に暮らし、そこで育った食料を食べる組み合わせでは、以前の調査で予測されていた年間被曝量を超えると考えられる⁽⁹⁶⁾」との見解を示した。さらに同書簡

で「帰島したビキニの人びとの被曝線量が、予想の枠内に収まり、連邦基準を超えていないことを確認することが不可欠」であり、少なくとも調査結果が出るまで、ビキニ本島でこれ以上の住宅建設を止めることを勧告した。一九七五年に追加調査が行われ、ビキニ島で育ったタコノキとパンノキは使用すべきではないとの結論が導かれた⁽⁹⁷⁾。

ビキニの人びとは集団で一斉に帰島することはなかったが、一九七六年六月時点で、一三家族七六人がビキニに戻り生活を送っていた⁽⁹⁸⁾。「ビキニに戻れるという知らせを聞いてうれしかったわ。母と母の兄弟姉妹がビキニに戻ったので、家族皆でついで行った。うれしくて涙が出たのよ。しかし、ビキニの生活は以前とは違った⁽⁹⁹⁾」と、ビキニに帰島したリーロックは語る。

一九七六年、ビキニの帰島者を対象にした調査で、複数の人の尿からプルトニウムが検出された⁽¹⁰⁰⁾。さらに一九七七年、七八年の帰島者調査で、セシウム一三七の体内蓄積の増加が確認され、ビキニ島で食料採取が禁止された⁽¹⁰¹⁾。また食料だけでなく、いかなる目的でもビキニ本島のココヤシは利用しないよう、帰島住民に警告が出された⁽¹⁰²⁾。代わりに、缶詰を中心とした緊急援助用食糧が、米国から帰島住民に支給されるようになった。

一九七八年、ついに内務省は、「ビキニに暮らしている人びとは可能な限り迅速に移住させるべき」と、ビキニを再開鎖する方針を示した⁽¹⁰³⁾。内務省は住民に対し、「この先数一〇年にわたり、ビキニ島は人の居住に適さないことが今は知られており、最近の情報では、ビキニ環礁のエニユー島もまた居住に適さないことが示された⁽¹⁰⁴⁾」と説明した。再開鎖の知らせに、ヘンチ・パロスは、

「六八年には大統領みずから安全宣言。七〇年には、さあ準備ができました、島にお帰り下さい。七五年には、ちよつと毒が出たが、まあ大丈夫。七七年になると食物は外部のものにしよう。そして今度は、島に帰るな、出て行け。いったいこれはどういうつもりだ」⁽¹⁰⁵⁾と怒りをぶつけた。

「空間ガンマ線量のみを重視し：人工放射性核種特有の生体内、人体内への蓄積・濃縮と、それによって起こる体内被曝の重大さを無視していた」⁽¹⁰⁶⁾と、自然科学の見地で米政府の誤りを市川定夫は指摘する。「あの時、どれくらい被曝していたのかわからない」⁽¹⁰⁷⁾と、五歳から七歳にかけて二年間ピキニで暮らしていたヒントンは不安を口にする。

一九七八年八月、ピキニはついに再び閉鎖された。帰島していたピキニの人びとは、再びキリ島に戻ったが、「牢獄の島」とも呼ばれるキリ島で再び生活することを拒んだ人がいた。かれらはマジロ環礁のエジツト島に移住した。

「核のゴミ」の誘致計画

住民の帰島が失敗に終わった後、ピキニはどうなったのであろうか。一九八〇年代から九〇年代にかけて、マーシャル諸島政府関係者の間で、核廃棄物の処分場建設が検討された。核廃棄物だけでなく、産業廃棄物、大都市のゴミ、あるいは油に汚染されたゴミを、他国から受け入れる計画も、幾度となくマーシャル諸島では浮上した⁽¹⁰⁸⁾。

ピキニ内部でも、核廃棄物処理場の話が持ちあがった。核廃棄物処分場の誘致に積極的に動いたのは、一九七五年以降ピキニの

顧問弁護士を務める、ジョナサン・ワイズゴールであった。ピキニ自治体の渉外担当を務めるジャック・ニーデンタールは、「核廃棄物の処理場建設をめぐる、一九九五年、ピキニの人びとが集う大規模な住民集会が開かれ、わたしは反対で、顧問弁護士との間で大論争を繰り広げた」⁽¹⁰⁹⁾と回顧する。

一九九〇年代半ば、核廃棄物処理場建設は最も切迫した局面を迎えた。マーシャル諸島内部でも反対の世論が高まりを見せた。ピキニの住民も、核廃棄物の受け入れに反対することを選択した。さらに、米エネルギー省のヘーゼル・オリアリー長官(当時)が、核拡散防止の観点から反対を表明した⁽¹¹⁰⁾。そしてついに、マーシャル諸島政府は、核廃棄物処理場計画の検討は今後行わないことを閣議決定した⁽¹¹¹⁾。

ピキニは、核のゴミ処理場ではなく、一九九六年、スキューバー・ダイビングの観光スポットとして開放されることになった⁽¹¹²⁾。二〇一〇年、ピキニはユネスコの世界遺産(文化遺産)に登録されたことは周知のとおりである。

しかし、二〇一三年八月、筆者がマーシャル諸島を再訪したとき、ピキニの自治体の一部で、核廃棄物の受入れが、再び二〇一二年末あたりから話題に上ってきているとの情報をつかんだ。ピキニ自治体長のニイジマ・ジャモレと、同顧問弁護士のジョナサン・ワイズゴールらの間で話し合われたと言う。

その話は、マーシャル諸島内部でもほとんど知られていなかったが、自治体長のニイジマの側近であるグレン・ルイス、前自治体長のアルソン・ケレン、さらにはマーシャル諸島共和国の副大統領のトニー・デブルムらの耳には入っていた⁽¹¹³⁾。

先に述べたように、ピキニ住民は、一九九〇年代に核廃棄物の受け入れを拒否し、「核廃棄物処理場計画の検討は行わない」とのマーシャル諸島政府の閣議決定がある。またマーシャル諸島住民、さらに太平洋の近隣諸国をはじめとする国際的な反発も予想され、世界遺産登録との整合性も当然ながら問われる。こうしたなか、ピキニに核廃棄物を受入れることが、現実の政策になるとは、現段階ではとうてい考えにくい。

しかし、「どうせ放射能汚染されており、容易に戻れないのだから、放射能汚染物質を受入れる」との発想が再び頭をもたげていることは、看過できない。ピキニに戻り暮らすことが、ますます遠のいていることだけは確かである。

「わたしを故郷に連れて行って。ピキニの人がピキニで生活をしていたあの日に連れ戻して」⁽¹¹⁴⁾と、筆者にピキニを想う歌を聞かせたネーマンのように、望郷の念を持ち続けているピキニの人は当然ながらいる。「ピキニが毒されているとは俺は思わない。ピキニに戻るほうがいい。キリは、ピキニよりもっと毒されている」⁽¹¹⁵⁾と、移住先でイチローは語る。

しかし、再居住に向けた具体的な動きはピキニの内部で、まったく見られない。ピキニでは、住民の間で帰るといことが、完全に現実感をなくし、その気力すら削がれているように見受けられる。

他方、ピキニでも、ロングラップでも、土地に人が住んでいなくても、今なおそれぞれの自治体は機能している。首長と議員が選ばれ、国会議員も選出されている。自分たちの土地に住めなくなっても、土地がもつ機能を活かし、地域社会の崩壊を防いでき

たことは、大いに注目される。

五 おわりに——被曝地の未来を見据えて

一九八六年にマーシャル諸島共和国が誕生して以降、水爆プラボが爆発した三月一日は、国の公休日になっている。プラボ実験から半世紀を目前に控えた二〇〇三年、同公休日の名称が、*“Nuclear Victims Remembrance Day”* から *“Nuclear Survivors Remembrance Day”* に変更された。「ビクティム」から「サバイバーズ」への名称変更は、核被害者団体エラブで中心的に動いていたヒロコやレメヨをはじめとする、ロングラップの女性の要求であった。

「サバイバーズ」は、単に生存者を意味する言葉ではない。本稿で浮き彫りにしてきた苦難中でも生き抜いてきた軌跡が、「サバイバーズ」の言葉には刻印されているのである。さらにこれからも苦難の中でも生き抜いていく決意が、「サバイバーズ」の言葉には込められている。

コナードらによる一連の医学調査のもとで、被曝住民は非人間化され、まさに監察の対象として扱われてきた。米国がマーシャル諸島住民を意図的に被曝させたか否かは、今後も慎重に精査していかななくてはならないが、被曝のその後、米国が被曝住民の治療をせず、被曝データの収集を計ってきたことは、明白なる事実である。そうした中でも、かれらは泣き寝入りし続けてきたわけでは決してなかった。

浮き彫りにしてきたように、被害者としての自覚を高め、声を

上げ、国境を越えた連携を築き、超大国の米国を相手に、サブイ
バースとして生きてきた。外部社会の目と知恵を借りながら、自
らで生き抜く道を切り開いてきたのである。

ロンゲラップのレモヨは、米国と自分たちとの関係を、象(米
国)と蟻(マーシャル諸島)に例える。核大国、超大国である米
国という巨象を相手に、蟻である住民の抵抗は一筋縄ではいかな
い。象に踏みつけられること、逃げ惑うこと、あるいは恐れを抱
き沈黙したり、従ったりすることはある。権力の比重において非
対照の関係にある二者の間では、被曝は矮小化され問題化すらさ
れず、不可視化されることが常である。マーシャル諸島でも、「安
全」や「大丈夫」との言説は繰り返し流布されてきた。

しかし、ロンゲラップの人びとは、コナードら「専門家」の言
説に自らの生き方や考え方を一方的に預けることはしなかった。
ロンゲラップのリーダーは、生活実感を出発点に、医学調査に疑
義を提起し、共同体の生存をかけ、外部社会とつながり理解者を
得てきた。被曝問題を対米関係の枠組みに閉じ込めるのではなく、
外に開き、第三者の目を主体的に取り入れていったことが、蟻と
しての知恵であった。

そこには、核大国の米国に操られるだけでなく、自分たちのこ
れからは自分たちで決めるという自治の精神が綿々と息づいてい
た。そうして生き抜こうとする姿勢が、大南国政府に対して交渉
の扉を開き、医学の追跡調査を一部改善させ、治療の要素が加わ
り、新たな健康管理制度が構築される力にもなった。さらには、
「住むには安全」と言ってきた米政府に対し、第三者の調査を認
めさせ再居住計画の着手まで導いた。

自分たちから行動を起こすことで、未来を切り拓き、再居住計
画の扉が開かれた。しかし、再居住計画は、被曝地の未来を約束
するものではなかった。再居住の主導権が米政府側に奪われ、現
行の再居住計画は、新たな強制移住の側面さえ見せている。

それでは再居住計画まで導いた住民側の抵抗や要求は、挫折し
たのだろうか。いや、住民側の抵抗と要求は、土地がもつ機能を
取り戻そうとした軌跡であり、被曝を背負いながら、土地がもつ
多様な機能をどう取り戻していくのか、今はその葛藤の中にある
と言えよう。期限を切った帰島を米国が迫っても、どこで自分た
ちの暮らしを立てるのか、住民はより良い暮らしを求め、自分た
ちのペースを守っている。結果として、帰島計画は米国側が描い
たペースでは全く進んでいない。

再居住計画をめぐっては、元々の土地に戻るか、戻らないのか
に世間の注目は集まる。しかし、帰るか、帰らないかの二者択一
的にとらえるのではなく、故郷の土地が持つ機能をどう取り戻そ
うとしているのか、その過程に注目すべきである。

また、再居住は残留放射能の数値だけで測れるほど、事は単純
ではない。再居住をめぐる問題は、住民がその土地で築いてきた
文化、これまで体験してきた歴史、住民の心、さらには政治的、
経済的な問題が複雑に絡み合う。

「サブイバース」として生きる道は決して平坦ではない。ピキ
二の再居住計画は、述べてきたように失敗に終わり、ピキ二は再
閉鎖された。住民は、被曝から完全に逃れられるわけではない。
そうしたなか被曝を背負い、「サブイバース」として生き続けなけ
ればならない側面があることも、また現実である。

さらに、被曝という現実に対し、抵抗して生き抜くだけでなく、核・原子力開発を推進する権力に寄り添い、生き抜こうとする動きがあることもまた然りである。それはロンゲラップのなかでも見られるが、ビキニではより顕著である。その象徴が、本稿で浮き彫りにした核廃棄物の誘致である。

世界遺産に登録されたビキニ、再居住計画が実施されたロンゲラップ、これらの被曝地はこの先、どうなっていくのだろうか。今後とも引き続き、被曝地の未来を見据えた研究を進めていく。ロンゲラップやビキニでは、被曝が原因で、自分たちの土地に住めなくなっても、土地がもつ機能を活かし、地域社会の崩壊を防ぎ、地域を未来につなげてきた。その歩みは、今後より注目し、考察を深めていきたい。

本稿で論じてきたマーシャル諸島の問題は、太平洋の小さな島のかわりそんな問題では到底かたづけられまい。福島第一原発事故の後、出現しつつある現実とも交差する。そうしたなか、世界各地の核被害に直面している人とその支援者を結ぶグローバルヒバクシャの実践に、今後踏み出していく。その一歩として、二〇一四年三月一日、福島原発問題に直面する当事者とともに、ビキニ水爆被災六〇年の日をわたしはマーシャル諸島で迎える予定である。被曝とどう向き合い、生きて、未来を拓いていくのか、マーシャル諸島にこれからも学び続けていきたい。

注

1 例えば中国新聞「ヒバクシャ」取材班『世界のヒバクシャ』講談社、一九九一年や、豊崎博光『アトミック・エイジ——地球被曝は

じまりの半世紀』築地書館、一九九五年などを参照。

2 グローバルヒバクシャとは、各地の被曝問題を結ぶ概念であるが、すべて同様だと主張するものでは決してない。被曝という共通項で結び、同じ議論の遡上に載せるからこそ、地域性や特色、あるいは差異が、浮き彫りになるのである。

3 舟橋喜恵「広島は疲れている」『Hiroshima Research News』広島平和研究所、通巻二四号、二〇〇六年三月、一頁。

4 石田忠の原爆被害者の生活史調査と「原爆と人間」の視点は、石田忠「原爆体験の思想化——反原爆論集Ⅰ」、『原爆被害者援護法——反原爆論集Ⅱ』未来社、一九八六年を参照。

5 原爆被害者の生活史調査は、濱谷正晴「原爆被害者問題の社会調査史」石川淳志・橋本和孝・濱谷正晴編著『社会調査——歴史と視点』ミネルヴァ書房、一九九四年、二七三—三一〇頁にまとめられている。

6 飯島伸子『環境社会学のすすめ』丸善ライブラリー、一九九五年、一〇頁。

7 マーシャル諸島について詳しくは、中原聖乃・竹峰誠一郎『核時代のマーシャル諸島——社会・文化・歴史そしてヒバクシャ』凱風社、二〇一三年を参照。

8 前田哲男『非核太平洋 被爆太平洋——新編 棄民の群島』筑摩書房、一九九一年、一六五頁。

9 同右『フクシマと沖繩』高文研、二〇一二年、一一〇頁。

10 二〇一三年八月二三日、マーシャル諸島の首都マジュロでお聞きした。

11 二〇一三年八月五日、マジュロでお聞きした。

- 12 Lawrence Livermore National Laboratory. " LLNL reserch at Marshall Islands could lead to resettlement." News Release: For Immediate Release, Feb.11, 2010.
- 13 「来年末にも希望者帰島 核実験で死の灰降った環礁」『共同通信』二〇一一年六月一日配信。
- 14 「核実験の地 除染進む」『読売新聞』二〇一一年九月九日。
- 15 中原聖乃『放射能難民から生活圏再生へ——マーシャルからブクシマへの伝言』法律文化社、二〇一二年、一四九頁。
- 16 同右、一三三—一五六頁を参照。
- 17 二〇〇三年九月一日日、タワシエリン環礁へブク島にお聞きした。同右。
- 19 LETTER TO E J BAUSER, SUBJECT: MEDICAL STATUS OF MARSHALLESE FROM 3/1/54 TEST AT BIKINI, Author: BLOCH, E. J, 1969 Sep 22. Department of Energy, Open Net System (以下、DOE OpenNet), Accession Number: NV0717576.
- 20 THYROID ABSORBED DOSE FOR PEOPLE AT RONGELAP, UTRIK, AND SIFO ON MARCH 1,1954, Author: LESSARD, E. T., DOE OpenNet, Accession Number: NV0403551.
- 21 STUDY OF RESPONSE OF HUMAN BEINGS ACCIDENTALLY EXPOSED TO SIGNIFICANT FALLOUT RADIATION, Author: CRONKITE, E. P et al., 1954 Oct 31 and 1954 Apr 29, DOE OpenNet, Accession Number: NV0726276/ ALLA0007412.
- 22 「致死放射線量を推定 『広島・長崎』と比較 米のビキニ核実験」『朝日新聞』一九九八年一月六日。
- 23 THE METABOLISM IN DAIRY COWS OF FISSION PRODUCTS, Author: SQUIRE, H.M. et al., 1959 Sep 25, DOE OpenNet, Accession Number: NV0040463.
- 24 ADVISORY COMMITTEE ON BIOLOGY AND MEDICINE, 1956 Jan 13, DOE OpenNet, Accession Number: NV0750059.
- 25 MINUTES 56 TH MEETING ADVISORY COMMITTEE FOR BIOLOGY AND MEDICINE, MAY 26-27, 1956, Authors: FALLA, G. et al., DOE OpenNet, Accession Number: NV0411749.
- 26 Letter from John Anjain to Amata Kabua, Subject: The situation on Rongelap in File : TT-National Defense 7, Rongelap & Utrik Atolls (Pt.-2), Central Files, 1951-71 Trust Territories, Entry 3, Box 415, RG 126, National Archives at College Park, Maryland.
- 27 二〇〇三年九月一日日、タワシエリン環礁へブク島にお聞きした。
- 28 MARCH 1957 MEDICAL SURVEY OF RONGELAP AND UTRIK PEOPLE THREE YEARS AFTER EXPOSURE TO RADIOACTIVE FALLOUT, Authors: CONARD, R. A. et al., DOE OpenNet, Accession Number: NV0404569.
- 29 " Rongelap Council Meeting of March 2, 1959, Dr. Canard, Dr. Held, and Morris present" in File (以下、前掲・注二六) .
- 30 同右。
- 31 ウェルサム・マイリーン(渡辺正二記)『ブルネニウムファイル(上・下巻)』翔泳社、二〇〇〇年。
- 32 前田哲男、前掲(注八)、『二二頁を参照。
- 33 「人体実験消えぬ疑惑」『朝日新聞』一九九八年一月二〇日を参照。
- 34 豊崎博光『マーシャル諸島 核の世紀——一九一四—二〇〇四(下巻)』日本図書センター、二〇〇五年、一九—二〇頁。

- 35 原水爆禁止日本国民会議ミクロネシア調査団『ビキニ水爆実験に
対するマーシャル群島民の被曝調査報告』原水爆禁止日本国民会議
一九七二年。
- 36 前田哲男責任編、高橋博子・竹峰誠一郎・中原聖乃編著『隠れ
たビバクシヤ——検証―裁きなきビキニ水爆被災』凱風社、二〇〇
五年、三三三〇頁。
- 37 TWX TO AMBASSAD, SUBJECT: RE MEDICAL TEAM TO
RONGELAP, DOE OpenNet, Accession Number: NV0402211.
- 38 桐生広人『南の島のビバクシヤ』リムルタ出版、一九九〇年、一
四四頁。
- 39 LETTER TO R CONARD, SUBJECT: TREATMENT OF ATOMIC
BOMB VICTIMS AND ATTEMPTS TO END THE NUCLEAR THREAT
IN THE PACIFIC, Author: ANJAIN, N., 1975 Apr 09, DOE OpenNet,
Accession Number: NV0401976.
- 40 Congress of Micronesia. Special Joint Committee Concerning Rongelap
and Utrik Atolls ed. *Interim report*, 1972, available at University of
Hawaii at Manoa Hamilton Library.
- 41 "Programs Affecting the Program" in FALLOUT, THE EXPERIENCES OF
A MEDICAL TEAM IN THE CARE OF A MARSHALLESE POPULATION
ACCIDENTLY EXPOSED TO FALLOUT RADIATION, Author: CONARD, R.
A, 1992 Sep 30, DOE OpenNet, Accession Number: NV0400379.
- 42 "LETTER TO P COLEMAN, SUBJECT: HEALTH CARE COMPLAINTS
BY THE PEOPLE LIVING ON UTRIK AND RONGELAP ATOLLS."
Authors: Liverman J. L., 1976 Oct 18, DOE OpenNet, Accession Number:
NV0401342.
- 43 MEMO TO MULTIPLE ADDRESSEES, SUBJECT: HEALTH CARE
PROGRAM FOR THE MARSHALL ISLANDS, Author: WACHHOLZ, B.
W., 1980 Aug 19, DOE OpenNet, Accession Number: NV0402869.
- 44 Bair, William J., *Melelen radiation ilo alih-ko ituan-ilo Majal, ko rar
etali ilo 1978* (The meaning of radiation for those atolls in the northern
part of the Marshall Islands that were surveyed in 1978), U.S. Dept. of
Energy, 1982, available at University of Hawaii at Manoa.
- 45 同右、八一―九頁。
- 46 島田興生『遷るわいの樂園——ビキニ被曝四〇年核に触れつゝ小
学館、一九九四年、八八頁。
- 47 豊崎博光『前掲(注三四)』三〇―八一―三三頁を参照。
- 48 "Rongelap Radiation Danger Exaggerated?" *The Marshall Islands
Journal*, 1985.05.03.
- 49 Right Livelihood Award <http://www.rightlivelihood.org/>
の "laureate" に歴代受賞者と受賞理由が掲載されている。同賞は
「反原発運動をリードし、市民科学者の道を切り拓いた高木仁三郎氏
にも贈られたこと」。
- 50 Agreement Regarding Under States Assistance in the Resettlement of
Rongelap Concluded between the United States Department of the Interior
and Rongelap Atoll Local Government.
- 51 RMI-US Compact of Free Association, Section 177.
- 52 See Agreement Between the Government of the United States and the
Government of the Marshall Islands for the Implementation of Section 177
of the Compact of Free Association.
- 53 二〇一三年五月七日、トビコロでお聞きした。

- 54 二〇〇三年八月二〇日、マジュロでお聞きした。
- 55 二〇一三年五月一日、マジュロでお聞きした。
- 56 二〇一三年五月五日、マジュロでお聞きした。
- 57 二〇一三年五月三日、マジュロでお聞きした。
- 58 二〇一三年五月四日、マジュロでお聞きした。
- 59 二〇一三年五月七日、マジュロでお聞きした。
- 60 Lawrence Livermore National Laboratory, “Rongelap Atoll” in Marshall Islands Dose Assessment & Radioecology Program, available at <
<https://marshallislands.lnl.gov/>, last modified: 23, July, 2012.
- 61 二〇〇三年八月二〇日、マジュロでお聞きした。
- 62 二〇一三年五月二日、マジュロでお聞きした。
- 63 二〇〇三年九月十五日、イバヤ島でお聞きした。
- 64 二〇一三年五月五日、マジュロでお聞きした。
- 65 Letter from Nikolao I. Pula Jr. to James Malayoshi, March 29, 2010.
- 66 二〇一三年五月七日、マジュロでお聞きした。
- 67 Letter from Anthony M. Babauta to James Malayoshi, May 6, 2011.
- 68 二〇一三年五月三日、マジュロでお聞きした。
- 69 同右。
- 70 二〇一三年五月二日、マジュロでお聞きした。
- 71 See “Hatchey is big step for RMI” in *The Marshall Islands Journal*, 2013.08.30.
- 72 二〇〇三年九月三〇日、キリ島でお聞きした。
- 73 同右。
- 74 MEMO TO W WEYZEN, SUBJECT: DOI INTERESTED IN DOING SOMETHING ABOUT PL 5-52, Author: CONNARD, B, 1978 Mar 06,
- 75 DOE OpenNet, Accession Number: NV0706436.
- 76 “Preliminary Anthropologists Report- Bikini Atoll Survey 1967” Jack A. Tobin in NOTE BY THE SECRETARY, SUBJECT: RADIOLOGICAL HAZARDS OF RESETTLEMENT OF THE BIKINI ATOLL, 1968 Jul 10, DOE OpenNet, Accession Number: NV0075978.
- 77 Brief Summary of the Radiological Status of the Bikini Atoll, Philip F.Gustafson in NOTE BY THE SECRETARY (注六) 同右。
- 78 MEMO TO THE PRESIDENT, SUBJECT: RETURN OF THE BIKINI PEOPLE, 1968 Jul 25, DOE OpenNet, Accession Number: NV0408361; NEWS RELEASE, SUBJECT: BIKINI RESETTLEMENT PROGRAM RELEASED, 1969 Jan 18, DOE OpenNet, Accession Number: NV0405607.
- 79 豊崎博光『マーシャル諸島 核の世紀——一九一四—二〇〇四(上巻)』日本図書センター、二〇〇五年、六一—六二頁、七六頁。前田哲男、前掲(注八)、二〇九—二二三頁を参照。
- 80 “Bikini Resettlement Program” in TT-National Defense-7 Atomic Energy Commission (Part 9), Central Files 1951-71 Trust Territories, Entry 3, Box 412, RG126, National Archives at College Park, Maryland.
- 81 二〇〇三年九月三〇日、キリ島でお聞きした。
- 82 NOTE BY THE SECRETARY, SUBJECT: BIKINI COMPLETION OF CLEANUP, Authors: MCCOOL, W. B and GILLER, E. B.1969 Oct 28, DOE OpenNet, Accession Number: NV0075986.
- 83 “Two Islands in the Nuclear Age: A Time of Trial, A Recovery” in *Washington Post*, 1969.09.16.
- 84 前田哲男、前掲(注八)、二二三頁。

- 84 Kiste, Robert C., *The Bikinians: A study in forced migration*, Menlo Park, Calif.: Cummings Pub, 1974, p. 171.
- 85 LETTER TO R M NIXON, SUBJECT: DETAILED DISCUSSION OF THE PAST TRIALS, FEARS, AND SUFFERINGS OF THE BIKINI PEOPLE, WRITTEN WITH INTENTION OF PLACING THE GRIEVANCES OF THE BIKINI PEOPLE BEFORE THE U.S. Author: BARRY, H.J and LICKE, J., 1973 May 04, DOE OpenNet, Accession Number: NV0411688.
- 86 See Micronesia Support Committee ed. *Marshall Islands, a chronology, 1944-1981*, 1981, p. 23 available at University of Hawaii at Manoa Hamilton Library.
- 87 See Martin B. Biles to Edward E. Johnston, 17 Jun 71, McCraw, 5-3-(NEES Administration) Files #4 Unclassified Reading File 1971, RG 326, National Archives at College Park, Maryland.
- 88 LETTER TO SCARPENTER, SUBJECT: VISIT TO ENEWETAK AND BIKINI ATOLLS, Author: BILES, M. B., 1974 Nov 08, DOE OpenNet, Accession Number: NV0135789.
- 89 See Micronesia Support Committee ed. 前掲 (注八六)。
- 90 "AEC Recognition for Bikini Atoll" in Cross Reference Sheet to SECY-74-682, May 22 1974.
- 91 MEMO TO L J DEAL, SUBJECT: SUMMARY OF BIKINI-ENEWETAK CONFERENCE, Author: MCCRAW, T.F., 1975 Jan 22, DOE OpenNet, Accession Number: NV0071159.
- 92 池山重朗『原爆・原発』現代の理論社、一九七八年、二四九頁。
- 93 市川定夫『第三版 環境学』藤原書店、一九九九年、二八二―二八三頁。
- 94 CIVIL ACTION, THE PEOPLE OF BIKINI NO.75-348, VS USA, ET AL, 1975 Oct 09, DOE OpenNet, Accession Number: NV0402257.
- 95 前掲 (注九〇)。
- 96 LETTER TO S CARPENTER, SUBJECT: VISIT TO ENEWETAK AND BIKINI ATOLLS, Author: BILES, M. B., 1974 Nov 08, DOE OpenNet, Accession Number: NV0135789.
- 97 MEMO TO DIRECTOR OF TERRITORIAL AFFAIRS, SUBJECT: INTERAGENCY MEETING ON BIKINI, DOI, Author: CONRAD, R.A., 1975 Oct 14, DOE OpenNet, Accession Number: NV0042166.
- 98 島田興生、前掲 (注四六)、七八頁を参照。
- 99 二〇〇三年八月三〇日、トシエロ環礁ハンニエ島で開催された。
- 100 LETTER TO O DEBRUM, SUBJECT: RECENT FINDING OF PLUTONIUM IN URINE SAMPLES FROM SAMPLES FROM SOME OF THE PEOPLE AT BIKINI YOU ASKED FOR ADVICE REGARDING FURTHER BIKINI RESETTLEMENT, Author: RAY, R., 1976 Aug 05, DOE OpenNet, Accession Number: NV0401380.
- 101 MEMO TO HAL HOLLISTER, SUBJECT: SUGGESTED DOE RESPONSES TO QUESTIONS ON BIKINI ATOLL RESETTLEMENT, Author: MCCRAW, T. F., 1978 May 17, DOE OpenNet, Accession Number: NV0042226.
- 102 同七。
- 103 STATEMENT OF UNDERSTANDING ON THE PART OF THE GOVERNMENT OF THE US AND THE GOVERNMENT OF THE TRUST TERRITORY OF THE PACIFIC IS. CONCERNING THE MOVE OF PEOPLE OF BIKINI ISLAND, Authors: MILNER, G.R., JOSEPH, J.,

VANCELEVE, R.G. and WINKEL, A., 1978 Aug 31, DOE OpenNet, Accession Number: NY0042059.

104 同右。

105 前田哲男、前掲(注八)‘二三七頁。

106 市川定夫、前掲(注九三)‘二八二頁。

107 二〇〇六年三月一三日、マジュロでお聞きした。

108 Johnson, Gift, *Don't Ever Whisper: Darlene Keju, Pacific Health Pioneer, Champion for Nuclear Survivors, Createspace Independent Publishing Platform,*

2013, p234 及び 豊崎博光、前掲(注七八)‘四〇三—四〇四頁を参照。

109 二〇一三年八月二六日、マジュロでお聞きした。

110 Johnson, Gift、前掲(注一〇八)‘二五六頁。

111 同右。

112 Niedenthal, Jack, *For the Good of Mankind: A History of the People of*

Bikini and Their Islands, 2nd Edition, Majuro, Bravo Publishers, 2001, p.

185.

113 いずれも二〇一三年八月、マジュロでお聞きした。

114 二〇〇三年一〇月三日、キリ島でお聞きした。

115 二〇〇三年一〇月二日、キリ島でお聞きした。

付記

本稿執筆にあたり、話を聞かせていただいたマーシャル諸島の方々とともに、第四二回原爆文学研究会(二〇一三年九月一日、於神戸市外国語大学)で発表させていただき、本誌に投稿させていただくうえで、お世話になった皆さまに感謝申し上げます。

本稿は、トヨタ財団二〇一一年度研究助成「被曝地域の未来をどう拓くのか——米核実験場とされたマーシャル諸島を訪ねて」に基づく研究成果の一部でもある。